

原子力災害対策編に係る関係細部計画 新旧対照表（京都市環境放射線モニタリング計画）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
115	2 水道水 (略) (1) <u>水道事業</u> (略) <u>事業名</u> <u>水道事業</u>	2 水道水 (略) (1) <u>市街地</u> (略) <u>(表中「事業名」,「水道事業」を削除)</u>	平成 29 年 4 月に, 山間地域の水道を京都市水道事業に統合したため。
116	(2) <u>地域水道事業及び京北地域水道事業</u> (略) <u>事業名</u> <u>地域水道事業</u> 及び <u>京北地域水道事業</u>	(2) <u>山間地域</u> (略) <u>(表中「事業名」,「地域水道事業及び京北地域水道事業」を削除)</u>	

原子力災害対策編に係る関係細部計画 新旧対照表（京都市環境放射線モニタリング計画）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																
	＊大原地域<u>水道</u>の採水箇所は、伏流水を水道原水としている大原第1浄水場を対象とする。 ア 久多地域<u>水道</u>、広河原・花脊地域<u>水道</u>及び弓削地域<u>水道</u> 久多、広河原・花脊及び弓削の各地域<u>水道</u>の浄水場は、大飯発電所に係るUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）に指定された範囲内にある水道施設であることから、モニタリングの対象とする。 イ その他の地域<u>水道</u> 大原地域<u>水道</u>及び京北地域<u>水道事業</u>の大部分は、表流水又は伏流水を水道原水としており、水質は、桂川水系（上桂川）及び鴨川水系（高野川）に代表されることから、両水系のうち、給水人口の多い京北中部地域<u>水道</u>及び大原地域<u>水道</u>について、放射性物質の測定を定期的を実施する。 3 農産物等（京都市内産） （略） ＜表4 農産物（京都市内産）のモニタリング＞ <table><tr><th>品目（主な産地）</th><th>測定時期</th></tr><tr><td>キャベツ（<u>南区上鳥羽</u>）</td><td>4月</td></tr><tr><td><u>たけのこ</u>（<u>伏見区深草</u>）</td><td>5月</td></tr><tr><td><u>とうがらし</u>（<u>右京区京北</u>）</td><td>6月</td></tr><tr><td><u>玉ねぎ</u>（<u>北区大宮</u>）</td><td>7月</td></tr><tr><td><u>なす</u>（<u>西京区大原野</u>）</td><td>8月</td></tr><tr><td><u>ぶどう</u>（<u>山科区南部</u>）</td><td>9月</td></tr><tr><td>ねぎ（<u>右京区京北</u>）</td><td>10月</td></tr></table>	品目（主な産地）	測定時期	キャベツ（ <u>南区上鳥羽</u> ）	4月	<u>たけのこ</u> （ <u>伏見区深草</u> ）	5月	<u>とうがらし</u> （ <u>右京区京北</u> ）	6月	<u>玉ねぎ</u> （ <u>北区大宮</u> ）	7月	<u>なす</u> （ <u>西京区大原野</u> ）	8月	<u>ぶどう</u> （ <u>山科区南部</u> ）	9月	ねぎ（ <u>右京区京北</u> ）	10月	＊大原地域の採水箇所は、伏流水を水道原水としている大原第1浄水場を対象とする。 ア 久多地域、広河原・花脊地域及び弓削地域 久多、広河原・花脊及び弓削の各地域の浄水場は、大飯発電所に係るUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）に指定された範囲内にある水道施設であることから、モニタリングの対象とする。 イ その他の地域 大原地域及び京北地域の大部分は、表流水又は伏流水を水道原水としており、水質は、桂川水系（上桂川）及び鴨川水系（高野川）に代表されることから、両水系のうち、給水人口の多い京北中部地域及び大原地域について、放射性物質の測定を定期的を実施する。 3 農産物等（京都市内産） （略） ＜表4 農産物（京都市内産）のモニタリング＞ <table><tr><th>品目（主な産地）</th><th>測定時期</th></tr><tr><td>キャベツ（<u>伏見区下鳥羽</u>）</td><td>4月</td></tr><tr><td><u>九条ねぎ</u>（<u>伏見区淀</u>）</td><td>5月</td></tr><tr><td><u>たまねぎ</u>（<u>北区大宮</u>）</td><td>6月</td></tr><tr><td><u>なす</u>（<u>西京区大原野</u>）</td><td>7月</td></tr><tr><td><u>トマト</u>（<u>伏見区醍醐</u>）</td><td>8月</td></tr><tr><td><u>伏見とうがらし</u>（<u>右京区京北</u>）</td><td>9月</td></tr><tr><td>ねぎ（<u>左京区大原</u>）</td><td>10月</td></tr></table>	品目（主な産地）	測定時期	キャベツ（ <u>伏見区下鳥羽</u> ）	4月	<u>九条ねぎ</u> （ <u>伏見区淀</u> ）	5月	<u>たまねぎ</u> （ <u>北区大宮</u> ）	6月	<u>なす</u> （ <u>西京区大原野</u> ）	7月	<u>トマト</u> （ <u>伏見区醍醐</u> ）	8月	<u>伏見とうがらし</u> （ <u>右京区京北</u> ）	9月	ねぎ（ <u>左京区大原</u> ）	10月	時点修正
品目（主な産地）	測定時期																																		
キャベツ（ <u>南区上鳥羽</u> ）	4月																																		
<u>たけのこ</u> （ <u>伏見区深草</u> ）	5月																																		
<u>とうがらし</u> （ <u>右京区京北</u> ）	6月																																		
<u>玉ねぎ</u> （ <u>北区大宮</u> ）	7月																																		
<u>なす</u> （ <u>西京区大原野</u> ）	8月																																		
<u>ぶどう</u> （ <u>山科区南部</u> ）	9月																																		
ねぎ（ <u>右京区京北</u> ）	10月																																		
品目（主な産地）	測定時期																																		
キャベツ（ <u>伏見区下鳥羽</u> ）	4月																																		
<u>九条ねぎ</u> （ <u>伏見区淀</u> ）	5月																																		
<u>たまねぎ</u> （ <u>北区大宮</u> ）	6月																																		
<u>なす</u> （ <u>西京区大原野</u> ）	7月																																		
<u>トマト</u> （ <u>伏見区醍醐</u> ）	8月																																		
<u>伏見とうがらし</u> （ <u>右京区京北</u> ）	9月																																		
ねぎ（ <u>左京区大原</u> ）	10月																																		

原子力災害対策編に係る関係細部計画 新旧対照表（京都市環境放射線モニタリング計画）

頁	現 行		修 正 案		修正理由																				
	<table><tr><td>はくさい（左京区大原）</td><td>11 月</td></tr><tr><td>ほうれんそう（右京区太秦）</td><td>12 月</td></tr><tr><td>はたけな（伏見区久我）</td><td>1 月</td></tr><tr><td>だいこん（右京区京北）</td><td>2 月</td></tr><tr><td>みずな（右京区下鴨）</td><td>3 月</td></tr></table>	はくさい（左京区大原）	11 月	ほうれんそう（右京区太秦）	12 月	はたけな（伏見区久我）	1 月	だいこん（右京区京北）	2 月	みずな（右京区下鴨）	3 月		<table><tr><td>だいこん（右京区太秦）</td><td>11 月</td></tr><tr><td>みずな（右京区京北）</td><td>12 月</td></tr><tr><td>ほうれんそう（右京区京北）</td><td>1 月</td></tr><tr><td>だいこん（左京区下鴨）</td><td>2 月</td></tr><tr><td>こまつな（右京区嵯峨）</td><td>3 月</td></tr></table>	だいこん（右京区太秦）	11 月	みずな（右京区京北）	12 月	ほうれんそう（右京区京北）	1 月	だいこん（左京区下鴨）	2 月	こまつな（右京区嵯峨）	3 月		
はくさい（左京区大原）	11 月																								
ほうれんそう（右京区太秦）	12 月																								
はたけな（伏見区久我）	1 月																								
だいこん（右京区京北）	2 月																								
みずな（右京区下鴨）	3 月																								
だいこん（右京区太秦）	11 月																								
みずな（右京区京北）	12 月																								
ほうれんそう（右京区京北）	1 月																								
だいこん（左京区下鴨）	2 月																								
こまつな（右京区嵯峨）	3 月																								
118	5 市独自のモニタリングの実施 （略） （１）大気（空間放射線） （略） （２）水道水 （略） ア <u>水道事業</u> 緊急時には、水道原水及び水道水のモニタリング頻度を１日１回に強化し、状況に応じて浄水処理過程の調査を実施する。 イ <u>地域水道事業及び京北地域水道事業</u> 緊急時には、水道原水及び水道水のモニタリング頻度を１日１回に強化する。さらに、モニタリング結果等を基に、他の地域水道をモニタリング結果等を基に、他の<u>地域水道</u>をモニタリング対象箇所に追加する。	5 市独自のモニタリングの実施 （略） （１）大気（空間放射線） （略） （２）水道水 （略） ア <u>市街地</u> 緊急時には、水道原水及び水道水のモニタリング頻度を１日１回に強化し、状況に応じて浄水処理過程の調査を実施する。 イ <u>山間地域</u> 緊急時には、水道原水及び水道水のモニタリング頻度を１日１回に強化する。さらに、モニタリング結果等を基に、他の地域水道をモニタリング結果等を基に、他の<u>山間地域</u>をモニタリング対象箇所に追加する。	平成 29 年 4 月に、山間地域の水道を京都市水道事業に統合したため。																						